

奈良県障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七号

奈良県障害者総合支援センター条例の一部を改正する条例

奈良県障害者総合支援センター条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は第二号に規定する事業（同条第一号にあつては、肢体不自由児に対する治療）」を「から第四号までに規定する事業（同条第三号にあつては、計画相談支援）」に改め、同条第二項中「及び第三項」を「、第三項及び第五項」に、「第七項第一号」を「同条第七項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。